

[12] 申請者の資力信用

法 律 第33条第1項第12号

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

政 令

（法第33条第1項第12号の政令で定める規模）

【第24条の2】 法第33条第1項第12号の政令で定める規模は、1ヘクタールとする。

開発行為が中断なく適正に完遂されるためには、行為者に、相応の資金調達能力と誠実に許可条件を遵守して事業を完成させる信用が必要になります。そのため、許可申請にあたっては、資金計画書、法人の登記簿謄本、納税証明書等を提出することとしています。特に資金計画については、処分収入を過当に見積もっていないかどうか審査します。

許可申請等に係る開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する規模のものである場合は、自己居住用又は自己業務用（1ha未満）の場合であっても提出が必要となります。